平成２２年（フ）第５２１５号
大阪市天王寺区小橋町１番20―407号
債務者　長谷川有貴（旧姓水落）
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５２２８号
大阪府吹田市五月が丘北２番52―103号
債務者　宇野　義巳
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５２８１号
大阪府大東市三箇６丁目６番13号　メゾンサンガ305号
債務者　エムエス工業こと　平岡　勝吾
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５３５５号
大阪市西成区萩ノ茶屋２丁目１―18、住民票上の住所大阪市此花区高見３丁目14番２号
債務者　秋山　　稔
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５３６１号
大阪府東大阪市長堂２丁目３番15号　ＹＡＮＯステーションガーデン208号
債務者　西村　浩治
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５５１８号
大阪市鶴見区諸口１丁目６番54号103
債務者　井筒　成典
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５７１０号
大阪府高槻市野田３丁目１番１号
債務者　木村　一成
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５８３３号
大阪市住之江区安立２丁目11番３号平田マンション603
債務者　南理惠こと　朱　　麗貞
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６１３１号
大阪府豊中市末広町１丁目１番９号
債務者　丹甫　真紀
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６２８０号
大阪市阿倍野区桃ケ池町１丁目14番26号ヴェルドール桃ヶ池503号
債務者　高田　奈々
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６２９２号
大阪府茨木市中津町22番36号
債務者　瀬古紀美子
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６３８６号
大阪府寝屋川市堀溝２丁目８番14号
債務者　石﨑　澄男
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６３８９号
大阪府東大阪市小阪１丁目９番１―316号
債務者　松江　　照
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６３９３号
大阪市淀川区塚本１丁目15番16号　ハイム矢持３Ａ号
債務者　後藤まゆみ
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６３９５号
大阪市東住吉区中野２丁目３番１―303号
債務者　安田　政美
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３１１号
長崎県長崎市文教町17番３―103号
債務者　丸田　三郎
1　決定年月日時　平成22年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３５７号
長崎県長崎市古川町８番12号　ノーブルコートトギヤ302
債務者　泉　　理恵
1　決定年月日時　平成22年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３７８号
長崎県長崎市秋月町360番地、旧住所長崎県長崎市葉山２丁目22番７号
債務者　川口美江子
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係